

## ● 規程改正の概要

要 旨	<p>効率的・効果的な病院運営のため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の一部改正を行う。</p>
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程の一部改正（規程第〇号）</p> <p>1 規程改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当院は「基幹災害拠点病院」として指定を受けており、DMAT登録医療機関としての役割も担っている。</li> <li>・ 災害発生時には通常業務を超えて、部署を跨いだ診療・搬送・連携等の各種活動が求められる一方で、現在の指揮命令系統が明確に定められていない。</li> <li>・ 災害発生時の混乱を最小化し、迅速かつ統一的に医療を提供できる体制を整備するため、院長直轄の「災害対策室」を設置する必要がある。</li> </ul> <p>2 規程改正の内容</p> <p>(1) 規程第12条第2項の規定に「災害対策室」を追加する。</p> <p>(2) 規程第17条に新たに「災害対策室長」の設置及び「災害対策室長」を院長が兼任する旨の規定を追加する。</p> <p>(3) 現行の規程第17条から第25条の規定を第18条から第26条に変更する。</p>
施行期日	<p>令和8年4月1日から施行する。</p>

## 組織規程 新旧対照表（令和8年4月1日施行）

新	旧
<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、救急医療局、がんセンター局、薬剤部、<u>回看護局及び災害対策室</u>を置く。</p> <p>2 北病院に事務局、医療安全管理室、入退院支援室、社会生活支援部、医療部及び看護部を置く。</p> <p>3 病院に置く部局等及び診療科等の名称は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(室長等)</u></p> <p>第17条 <u>中央病院の災害対策室に災害対策室長を置く。</u></p> <p>2 <u>災害対策室長は院長をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>災害対策室長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>(統括部長等)</p> <p>第18条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・</p>	<p>(病院の組織)</p> <p>第12条 中央病院に事務局、医療安全・感染対策局、労働安全対策局、医療局、救急医療局、がんセンター局、薬剤部及び看護局を_____置く。</p> <p>2 北病院に事務局、医療安全管理室、入退院支援室、社会生活支援部、医療部及び看護部を置く。</p> <p>3 病院に置く部局等及び診療科等の名称は、別表のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(統括部長等)</p> <p>第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・</p>

<p>呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆      脾・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統      括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括      部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外      科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三      診療統括部長、中央診療統括部長、リハビリテーション統括部      長、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括      部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援セ      ンター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医      療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長及び      地域救急・災害対策センター統括部長を、がんセンター一局にゲ      ノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通      院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、      薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全      管理室に医療安全管理室長を、入院支援室に入退院支援室長      を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長      を、看護部に看護部長を置く。</p> <p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推      進統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、      教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部      長、循環器病センター統括部長、肝胆脾・消化器病センター統      括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患セ      ンター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統</p>	<p>呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆      脾・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統      括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括      部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外      科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三      診療統括部長、中央診療統括部長、リハビリテーション統括部      長、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括      部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援セ      ンター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医      療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長及び      地域救急・災害対策センター統括部長を、がんセンター一局にゲ      ノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通      院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、      薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全      管理室に医療安全管理室長を、入院支援室に入退院支援室長      を、社会生活支援部に社会生活支援部長を、医療部に医療部長      を、看護部に看護部長を置く。</p> <p>2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推      進統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、      教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部      長、循環器病センター統括部長、肝胆脾・消化器病センター統      括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患セ      ンター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統</p>
--	--

括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、  
 外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療  
 統括部長、リハビリテーション統括部長、手術診療統括部長、  
 放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、  
 周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試  
 験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急セ  
 ンター統括部長、地域救急・災害対策センター統括部長、ゲノ  
 ム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院  
 型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部  
 長、看護部長、医療安全管理室長、入退院支援室長、社会生活  
 支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌  
 握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

**第19条** 中央病院の事務局に医事部長を、医療局に臨床研修セ  
 ンター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼  
 吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンシ  
 ョンセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター  
 長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副  
 部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部  
 副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括  
 部副部長、中央診療統括部副部長、リハビリセンター長、手  
 術診療統括部副部長、産科手術診療統括副部長、外来手術診

括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、  
 外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療  
 統括部長、リハビリテーション統括部長、手術診療統括部長、  
 放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、  
 周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試  
 験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急セ  
 ンター統括部長、地域救急・災害対策センター統括部長、ゲノ  
 ム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院  
 型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部  
 長、看護部長、医療安全管理室長、入退院支援室長、社会生活  
 支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌  
 握し、所属職員を指揮監督する。

(センター長等)

**第18条** 中央病院の事務局に医事部長を、医療局に臨床研修セ  
 ンター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼  
 吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンシ  
 ョンセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内  
 科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内  
 科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外  
 科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中  
 央診療統括部副部長、リハビリセンター長、手術診療統括部副  
 部長、産科手術診療統括副部長、外来手術診療統括副部長、臨

療統括副部長、臨床工学センター長、周産期センター長、放射線診断統括副部長、放射線治療統括副部長、検査部統括副部長、総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター長、患者支援センター長、救急医療局に高度救命救急センター長及び地域救命救急センター長を、がんセンター長を、がんセンター局に通院型がんセンター長及び緩和ケアセンター長及び緩和ケアセンター統括副部長を、医療安全・感染対策局に感染対策室統括副部長を、北病院内に感染対策室統括副部長を、看護局に副看護部長を、看護部の薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

2 医事部長、臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンションセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、リハビリセンター長、手術診療統括部副部長、産科手術診療統括部副部長、外来手術診療統括部副部長、臨床工学センター長、周産期センター長、放射線診断統括副部長、放射線治療統括副部長、検査部統括副部長、総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター統括副部長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長、高度救命救急センター長、地域救命救急センター長、通院型がんセンター長、緩和ケアセンター統括副部長、感染対

床工学センター長、周産期センター長、放射線診断統括副部長、放射線治療統括副部長、検査部統括副部長、総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター長、患者支援センター長、救急医療局に高度救命救急センター長及び地域救命救急センター長を、がんセンター局に通院型がんセンター長及び緩和ケアセンター統括副部長を、医療安全・感染対策局に感染対策室統括副部長を、看護局に副看護部長を、北病院の薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。

2 医事部長、臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンションセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、リハビリセンター長、手術診療統括部副部長、産科手術診療統括部副部長、外来手術診療統括部副部長、臨床工学センター長、周産期センター長、放射線診断統括副部長、放射線治療統括副部長、検査部統括副部長、総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター統括副部長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長、高度救命救急センター長、地域救命救急センター長、通院型がんセンター長、緩和ケアセンター統括副部長、感染対

<p>策室統括副部长、副看護部長及び薬局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(課長等)</p> <p><b>第2.0条</b> 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に総務医事課長、地域生活支援室長、リハビリテーション室長及び訪問看護ステーション長を置く。</p> <p>2 課長、室長及びステーション長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(主任医長等)</p> <p><b>第2.1条</b> 中央病院に主任医長、医長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、主任看護師長及び看護師長を置く。</p> <p>2 主任医長及び医長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を処理する。</p> <p>(参事並びに主幹等)</p> <p><b>第2.2条</b> 中央病院及び北病院に、必要に応じ、参事、主幹、副主幹、指導幹、主査、副主査、主任及び主事(第3項において「主幹等」という。)を置くことができる。</p>	<p>策室統括副部长、副看護部長及び薬局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(課長等)</p> <p><b>第1.9条</b> 中央病院に総務課長、企画経理課長、医事課長を、北病院に総務医事課長、地域生活支援室長、リハビリテーション室長及び訪問看護ステーション長を置く。</p> <p>2 課長、室長及びステーション長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(主任医長等)</p> <p><b>第2.0条</b> 中央病院に主任医長、医長、主任看護師長及び看護師長を、北病院に主任医長、医長、主任看護師長及び看護師長を置く。</p> <p>2 主任医長及び医長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 主任看護師長及び看護師長は、上司の命を受け、その所掌事務を処理する。</p> <p>(参事並びに主幹等)</p> <p><b>第2.1条</b> 中央病院及び北病院に、必要に応じ、参事、主幹、副主幹、指導幹、主査、副主査、主任及び主事(第3項において「主幹等」という。)を置くことができる。</p>
---	---

<p>2 参事は、上司の命を受け、重要事項についての企画に参画し、又は特定事項を整理する。</p> <p>3 主幹等は、上司の命を受け、特定事務又は担当事務を処理する。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、必要に応じ、上司の特命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置くことができる。</p> <p>(部長等)</p> <p><b>第2.3条</b> 院長は必要に応じ医療局、救急医療局及びがんセンター一局に置く各部の診療科に、主任医長又は医長のうちから選任した部長又は副部長を置くことできる。</p> <p>2 院長は、前項に規定する局の他、必要に応じ部長を置くことができる。</p> <p>3 部長及び副部長は、上司の命を受け、科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(リーダー等)</p> <p><b>第2.4条</b> 病院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、指導幹、主査、副主査又は技師長（若しくは技士長）のうちから選任したリーダーを、主任、主事、主任医事職員、医事職員、主任技師（若しくは主任技士）又は専門員のうちから選任したチーフを置くことができる。</p>	<p>2 参事は、上司の命を受け、重要事項についての企画に参画し、又は特定事項を整理する。</p> <p>3 主幹等は、上司の命を受け、特定事務又は担当事務を処理する。</p> <p>4 第1項に規定するもののほか、必要に応じ、上司の特命を受けて特定かつ重要な事項を専門的に担当する職を置くことができる。</p> <p>(部長等)</p> <p><b>第2.2条</b> 院長は必要に応じ医療局、救急医療局及びがんセンター一局に置く各部の診療科に、主任医長又は医長のうちから選任した部長又は副部長を置くことできる。</p> <p>2 院長は、前項に規定する局の他、必要に応じ部長を置くことができる。</p> <p>3 部長及び副部長は、上司の命を受け、科の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(リーダー等)</p> <p><b>第2.3条</b> 病院長は、必要に応じ、主幹、副主幹、指導幹、主査、副主査又は技師長（若しくは技士長）のうちから選任したリーダーを、主任、主事、主任医事職員、医事職員、主任技師（若しくは主任技士）又は専門員のうちから選任したチーフを置くことができる。</p>
---	---

<p>2 リーダー及びチーフは上司の命を受け、担当事務を処理する。</p> <p>(管理監督職に準ずる職)</p> <p><b>第2.5条</b> 山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年山梨県条例7号）第6条第3項第3号の特定地方独立行政法人の規程で定める職は、次に掲げる職（同条第一号に掲げる職を除く。）とする。</p> <p>一 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの職</p> <p>二 医療職給料表（二）適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの職</p> <p>三 医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの職</p> <p>四 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの職</p> <p>第3章 雑則 (雑則)</p> <p><b>第2.6条</b> 定款及びこの規程に定めのない事項について、法人の組織に関し必要がある場合は、別に定める。</p>	<p>2 リーダー及びチーフは上司の命を受け、担当事務を処理する。</p> <p>(管理監督職に準ずる職)</p> <p><b>第2.4条</b> 山梨県職員の定年等に関する条例（昭和59年山梨県条例7号）第6条第3項第3号の特定地方独立行政法人の規程で定める職は、次に掲げる職（同条第一号に掲げる職を除く。）とする。</p> <p>一 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が六級であるもの職</p> <p>二 医療職給料表（二）適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの職</p> <p>三 医療職給料表（三）の適用を受ける職員でその職務の級が六級以上であるもの職</p> <p>四 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの職</p> <p>第3章 雑則 (雑則)</p> <p><b>第2.5条</b> 定款及びこの規程に定めのない事項について、法人の組織に関し必要がある場合は、別に定める。</p>
--	--

